

【資料 4】

企画提案競技審査要領

1 目的

この要領は、令和 8 年度秋田県公立学校における 1 人 1 台端末の導入業務契約候補者を選定するため、審査に関して必要な事項を定めるものである。

2 企画提案審査会

(1) 審査は、次の審査委員によって構成される審査会によって審査する。

- ・ 秋田県教育情報化推進協議会長（義務教育課長）
- ・ 外部有識者
- ・ 各端末調達自治体代表者

なお、審査会は委員の過半数が出席しなければ審査することができない。

(2) 審査会の進行、意見の取りまとめ及び審査結果集計は、義務教育課学力向上・教育情報化推進チームが行う。

3 審査方法

(1) 企画提案競技参加者から提出された企画提案書及びプレゼンテーションに基づき審査を行う。

(2) 審査は、「【資料 3】評価項目」により行う。

(3) 各審査委員の評価点を集計し、合計点数により順位付けする。

(4) 全体の合計点数を比較した結果、合計点数が同一の場合は、総合評価などを勘案し、審査委員の合議により契約候補者を決定する。